

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十九 平二十六・四・一以後終了事業年度分

配当等の額の計算	金銭の分配の額	1	円	税引前当期純利益金額	11	円		
	みなし配当等の額	2		前期繰越損失の額	12			
	小計 (1)+(2)	3		のれんの償却額	13			
	利益超過分配金額	4		$(13) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	14			
	配当等の額 (3)-(4)	5		負ののれん発生益の額	15			
	配当可能利益の額 (24)	6		減損損失の額	16			
	$(6) \times \frac{90}{100}$	7		$(16) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	17			
	(3)が(7)を超える場合の(5)の額	8		買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (29の計)	18			
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	9		控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 (39の計)又は(42の計)	19			
	支払配当の損金算入額 (8)と(9)のうち少ない金額	10		買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (50の計)	20			
配当可能利益の額の計算				差引 (11)-(12)-(14)-(15)-(17)-(18)+(19)+(20) (マイナスの場合は0)	21			
				利益超過分配金額 (4)	22			
				出資総額戻入金額	23			
				配当可能利益の額 (21)+(22)-(23)	24			
買換特例圧縮積立金個別控除額の計算								
特例適用条項	25	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項			
不動産の種類	26					計		
買換特例圧縮積立金繰入額	27	円	円	円	円	円		
控除限度割合 (35)	28							
買換特例圧縮積立金個別控除額 (27)×(28)	29	円	円	円	円	円		
控除限度割合の計算								
譲渡利益金額の計算	30	円	譲渡利益金額 (30)-(33) (マイナスの場合は0)	34	円			
当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額	31		譲渡利益の計算					
譲渡直前の帳簿価額	32		控除限度割合 (34) (27の計)	35				
当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額 計 (31)+(32)	33		(1を超える場合は1)					
控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算								
負ののれん発生事業年度	負ののれん発生益の額	$(36) \times \frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計 (前期までの(37)の累計)	当期加算額 (37)と(36)-(38)のうち少ない金額	不動産投資法人の特例 特定合併により 移転を受けた土地等 の合併時価額の総額		当期加算額 (36)× $\frac{(41)}{(40)}$	
・	36	37	38	39	40	41	42	
・	円	円	円	円	円	円	円	
・								
計								
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算								
買換特例圧縮積立金の積立事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの加算額の累計 (前期までの(50)の累計)	差引残額 (44)-(45)	取崩額の内訳 目的取崩額 分配目的取崩額		貸借対照表に計上されている買換特例圧縮積立金	当期加算額 (46)× $\frac{(47)+(48)}{(47)+(49)}$
・	43	44	45	46	47	48	49	50
・		円	円	円	円	円	円	円
・								
計								

別表十（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項（定義）に規定する投資法人（以下「投資法人」といいます。）が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「のれん償却額13」及び「 $(13) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$ 14」は、投資法人の平成26年4月1日前に開始した事業年度にあっては、記載を要しません。
- 3 「 $(13) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$ 14」及び「 $(16) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$ 17」は、当期が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消します。
- 4 「不動産投資法人の特例」の各欄は、措置法規則第22条の19第6項（投資法人に係る課税の特例）に規定する不動産投資法人が同条第5項の規定の適用を受ける場合に記載します。